

介護老人福祉施設 三沢長生園 利用料金表(入所)・・・ユニット型個室

単位:円 月:30日

所得段階	要介護度	介護保険1割負担額(基本)	介護保険1割負担額(加算)				自己負担額		月額合計 (新規入所)	月額合計 (新規入所)	月額合計 *介護職員処遇改善加算* (総単位数×17.6%) 加算合計含む	高額介護サービス費 自己負担上限額	償還払額	差引自己負担額
		ユニット型介護福祉施設サービス費(ユニット型個室)	看護体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	日常生活継続支援加算	精神科医療養指導加算	食費 (1日)	居住費 (個室)						
第2段階	要介護1	670	12	18	46	5	390	880	2,021	60,630	64,710	15,000	11,610	53,100
	要介護2	740	12	18	46	5	390	880	2,091	62,730	67,180		14,080	53,100
	要介護3	815	12	18	46	5	390	880	2,166	64,980	69,826		16,726	53,100
	要介護4	886	12	18	46	5	390	880	2,237	67,110	72,331		19,231	53,100
	要介護5	955	12	18	46	5	390	880	2,306	69,180	74,765		21,665	53,100
第3段階①	要介護1	670	12	18	46	5	680	1,370	2,801	84,030	88,110	24,600	2,010	86,100
	要介護2	740	12	18	46	5	680	1,370	2,871	86,130	90,580		4,480	86,100
	要介護3	815	12	18	46	5	680	1,370	2,946	88,380	93,226		7,126	86,100
	要介護4	886	12	18	46	5	680	1,370	3,017	90,510	95,731		9,631	86,100
	要介護5	955	12	18	46	5	680	1,370	3,086	92,580	98,165		12,065	86,100
第3段階②	要介護1	670	12	18	46	5	1,420	1,470	3,641	109,230	113,310	24,600	2,010	111,300
	要介護2	740	12	18	46	5	1,420	1,470	3,711	111,330	115,780		4,480	111,300
	要介護3	815	12	18	46	5	1,420	1,470	3,786	113,580	118,426		7,126	111,300
	要介護4	886	12	18	46	5	1,420	1,470	3,857	115,710	120,931		9,631	111,300
	要介護5	955	12	18	46	5	1,420	1,470	3,926	117,780	123,365		12,065	111,300
第4段階以上	要介護1	670	12	18	46	5	1,645	2,066	4,462	133,860	137,940	44,400	0	137,940
	要介護2	740	12	18	46	5	1,645	2,066	4,532	135,960	140,410		0	140,410
	要介護3	815	12	18	46	5	1,645	2,066	4,607	138,210	143,056		0	143,056
	要介護4	886	12	18	46	5	1,645	2,066	4,678	140,340	145,561		0	145,561
	要介護5	955	12	18	46	5	1,645	2,066	4,747	142,410	147,995		0	147,995

* 特別食(心臓病食、糖尿病食など)ご提供させて頂く利用者様は療養食加算6単位/1食を算定(ご請求)させて頂きます。
(当園加算算定内容)①科学的介護推進体制加算50円/月加算。②介護職員処遇改善加算(月のご利用総単位数の17.6%)加算致します。③協力医療機関連携加算50円/月加算致します。④高齢者施設など感染対策向上加算Ⅱ5円/月加算致します。⑤生産性向上推進体制加算Ⅱ10円/月⑥新興感染症など療養費加算240円/日・・・コロナ感染施設内療養対象者(発生時最大5日間算定)。⑦退所時情報提供加算250円/回・・・入院の際に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報提供した際の対象者。※⑥⑦の加算につきましては発生時のみの算定となります。

* 入所後30日間は初期加算とし30円/1日加算致します。入院後6日間や入所中外泊された場合は基本単価(ユニット型介護福祉施設サービス費に替えて外泊加算246円/1日算定致します。

* 以下の第1段階～第3段階①②の該当の方は介護保険負担限度額認定証をご提示が必要です。* 介護保険負担割合証のご提示が必要です。

変更なし	第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税で老齢年金受給者は、ご本人様の所得に応じご請求金額が毎月自己負担金額が異なります。
預金変更	第2段階	市町村民税世帯非課税及び配偶者非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(障害・遺族)合計所得金額の合計が80万円以下の方で預貯金650万(一人世帯)1650万(配偶者と合わせ)以下の方
預金変更	第3段階①	市町村民税世帯非課税及び配偶者非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(障害・遺族)合計所得金額の合計が80万円越え120万円以下で預貯金550万(一人世帯)1550万(配偶者と合わせ)以下の方
新設	第3段階②	市町村民税世帯非課税及び配偶者非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(障害・遺族)合計所得金額の合計が120万越えで預貯金500万(一人世帯)1500万(配偶者と合わせ)以下の方

要介護	介護処遇加算＋ 特定処遇加算計算式
要介護1	総単位751×30日×0.176
要介護2	総単位821×30日×0.176
要介護3	総単位896×30日×0.176
要介護4	総単位967×30日×0.176
要介護5	総単位1036×30日×0.176